

千葉市公衆浴場法施行条例の一部改正（案）及び 千葉市旅館業法施行条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の背景・目的

近年、全国的なレジオネラ症患者報告数の増加や、入浴施設を原因とする患者の集団発生が相次いでいることもあり、入浴施設における衛生管理の重要性が増しています。

本市では、市内公衆浴場及び旅館業の入浴施設について、厚生労働省が技術的助言として示している「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館における衛生等管理要領」（以下「要領等」という。）を参考に、条例を制定し、許可・指導等を行っています。

この度、レジオネラ症対策の強化等を目的として、要領等が改正されたことを踏まえ、公衆浴場や旅館における衛生水準の向上を図るため、千葉市公衆浴場法施行条例（以下「浴場条例」という。）、千葉市旅館業法施行条例（以下「旅館条例」という。）の一部改正を行います。

*レジオネラ症とは…

自然界（河川や土壌など）に広く生息しているレジオネラ属菌による細菌感染症です。公衆浴場等の水系施設の衛生管理に不備があるとレジオネラ属菌が増殖し、そこから生じるエアロゾル（細かい霧やしぶき）を人が吸入することなどにより、風邪症状や重篤なレジオネラ肺炎を引き起こす場合があります。

2 改正内容

（1）レジオネラ症防止対策の強化（構造設備及び衛生管理の基準の改正）

項目	改正内容	考え方
浴槽水の消毒	循環式浴槽における浴槽水の消毒に関する規定を設ける。	レジオネラ対策に欠かせない措置であり現在も指導により実施させているが、措置を徹底するため条例で規定する。
オーバーフロー水の再利用	オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た湯水）の浴用への再利用を原則禁止し、これにより難しい場合は、以下の措置を講じることとする。 〔回収槽を設置して再利用する場合〕 回収槽が地下埋設以外で清掃を容易に行うことができ、回収槽専用の消毒設備のある構造で、回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行い、その湯水を消毒する。	オーバーフロー水を再利用するとレジオネラ属菌が増殖するリスクが高くなるため、再利用を原則禁止し、これにより難しい場合は、清掃を容易に行うことができる構造や適切な管理などの条件を義務付けることで、レジオネラ対策の徹底を図る。

	[回収槽以外の方法で再利用する場合] オーバーフロー水を回収する部分は地下埋設以外で清掃を容易に行うことができる構造とし、当該部分の清掃及び消毒を頻繁に行う。	
打たせ湯・シャワー	打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこととし、再利用を禁じる。	打たせ湯及びシャワーはエアロゾルを発生させるため、レジオネラ属菌に汚染されやすい循環水の再利用を禁止する。

(2) 水質基準の要領等との整合化

項目	改正内容	考え方
上がり用湯・上がり用水の水質基準	シャワー及び洗い場の湯水(上がり用湯・上がり用水)の水質基準について、要領等に合わせ、浴槽に使用する湯水(原湯・原水)と同じ6項目の検査とする。	要領等との整合を図る。

(3) その他所要の改正

項目	改正内容	考え方
用語の統一	水の種類を示す用語を、要領等に合わせ定義づけする。「上がり用湯」、「原湯」等)	要領等との整合を図る。
洗い場の給水栓・給湯栓	「十分な数の給水栓及び給湯栓を <u>それぞれ同数</u> 設けること」を「十分な数の給水栓及び給湯栓を設けること」とする。	現在は混合栓の採用が主流である。また、施設の実情に合わせた十分な数を設置すれば足りると考えられる。
洗いおけ・腰掛け	その他の公衆浴場において「十分な数の洗いおけ及び腰掛けを備えること」の基準を緩和できることとする。	その他の公衆浴場には様々な業態が存在するため、施設の状況や利用の目的に応じ本基準の緩和を可能とする。
項目分け	衛生措置の基準として構造設備と衛生管理の基準を項目分けする。	浴場条例について、旅館条例と同様に整理する。

3 改正条例の規定の適用

改正後の構造設備に関する基準は、令和3年4月1日以降に公衆浴場又は旅館業の営業許可申請を行った施設に適用され、令和3年3月31日までに営業許可申請を行った施設には適用されません。

なお、衛生管理に関する基準は、営業許可を受けているすべての施設に適用されます。

4 今後のスケジュール (予定)

令和2年11月2日～12月1日	パブリックコメント手続
令和3年 2月	千葉県議会(令和3年第1回定例会)に条例案を上程
令和3年 4月1日	施行